明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○平成二十六年歌会始のお題を定められた件（宮内庁一）　一
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務一八）　一
○第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（外務一一）　一
○保安林の指定をする件
（農林水産一五一～一八〇）　一
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件（特許庁二）　六
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件（環境二）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件
（中部地方整備局一〇）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局四）　七
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同五）　七
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件
（北海道地方環境事務所一）　七
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（同二）　七
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件
（関東地方環境事務所一）　七
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（同二）　七
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を取り消した件（同三）　七
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件
（近畿地方環境事務所一）　七

〔国会事項〕

法務省　最高裁判所　八

〔人事異動〕

法務省　最高裁判所　八

〔叙位・叙勲〕

北海道開発局公示（北海道開発局）　一〇

〔皇室事項〕

閣議決定等事項　一二

〔官庁報告〕

官庁事項　一二

〔資料〕

第三者所有物の没収、財団、犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価関係　一二

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一四
特殊法人等
企業年金基金変更関係　三〇
会社その他　三一

告示

○宮内庁告示第一号

平成二十六年歌会始のお題は、次のように定められた。

静

平成二十五年一月十六日

宮内庁長官　風岡　典之

○法務省告示第十八号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年二月二日から効力を生ずる。

平成二十五年一月十六日

法務大臣　谷垣　禎一

福岡県鞍手郡小竹町長

○外務省告示第十一号

平成二十四年十二月二十七日にワガドゥグーで、第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　杉浦勉在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　イペネ・ジブリル・バソレ外務・域内協力大臣

平成二十五年一月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川字畑の尾二九七一の七、三〇一四、三〇一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備